

安中市空き家バンクのご案内

空き家バンクとは、本市内に所在する空き家の活用を促進するために、本市内に所在する空き家の売却または賃借を希望する空き家の所有者等から得た情報を登録し、空き家の購入または賃借を希望する人に提供する制度です。登録された空き家の情報は、市の空き家バンクホームページなどにおいて公開され、誰でもご覧いただくことができます。

【空き家の登録を希望する方へ】

1. 空き家の登録要件

空き家バンクに登録することができる空き家は、以下の①～⑤の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 本市内に所在していること
- ② 一戸建ての住宅であること ※1
- ③ 建築基準法その他の法令に違反していないこと
- ④ 所有者等が法人でないこと
- ⑤ 所有者等が暴力団員等でないこと

※1 居住部分と事業部分が結合している併用住宅も含まれます

2. 空き家の登録申請

空き家バンクに空き家を登録することができるのは、空き家の所有者等（所有者または相続人）です。空き家の登録を希望する場合は、以下の①～⑦の書類を提出してください。

- ① 登録空家等登録申請書（様式第7号）
- ② 登録空家等案内図（様式第8号） ※1
- ③ 登録空家等間取図（様式第9号） ※2
- ④ 誓約書（様式第10号）
- ⑤ 同意書（様式第11号） ※3
- ⑥ 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 公図（発行日から3ヶ月以内のもの）

※1 地図の写しでも代用可能です

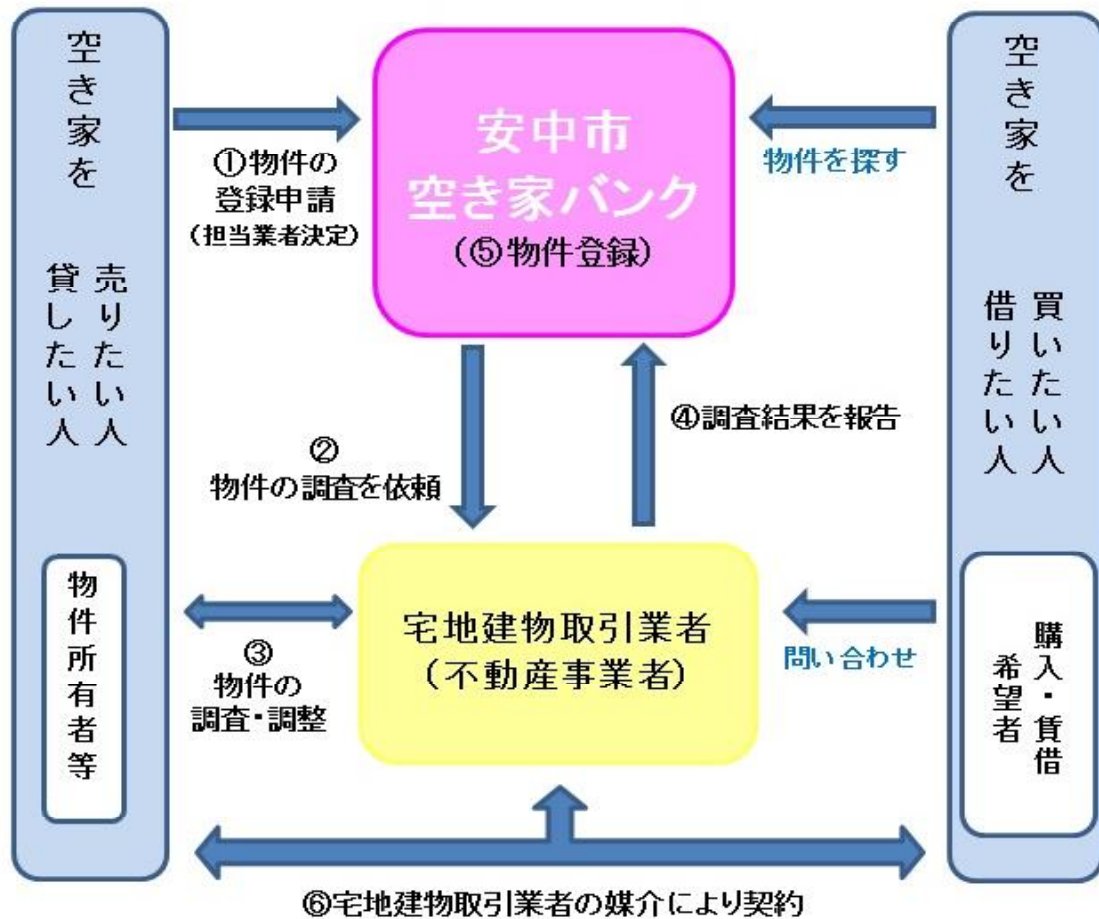
※2 平面図の写しでも代用可能です

※3 共有者または同順位の相続人が複数人ある場合に提出してください

3. 空き家バンクの流れ

空き家バンクの流れは以下のイメージ図のとおりです。

●空き家バンクの仕組み



空き家バンクのイメージ図

- ① 物件の登録申請
空き家の所有者等から市に申請書類を提出していただきます。
- ② 物件の調査を依頼
市で申請内容の審査を行い、所有者等が希望する宅地建物取引業者に物件の調査を依頼します。
- ③ 物件の調査・調整
空き家の所有者等と担当事業者（物件を担当する宅地建物取引業者）で連絡・調整をしていただき、物件の現地調査や希望価格の決定などをしていただきます。
- ④ 調査結果を報告

担当事業者から市に物件の概要書を提出していただきます。

⑤ 物件登録

申請書類及び宅地建物取引業者から提出された概要書の内容を審査し、物件の登録の可否を決定します。物件の登録を決定したときは市の空き家バンクホームページなどで公開します。登録期間は登録日から2年間になります。

⑥ 宅地建物取引業者の媒介により契約

物件の購入または賃借を希望する人が現れた場合には、担当事業者の仲介により、交渉や契約をしていただきます。

4. 空き家の登録内容の変更または取り消しについて

空き家の登録内容に変更があったときは、担当事業者に申し出をした上で、市に登録空家等登録内容変更届出書（様式第15号）を提出してください。

また、自己の都合により空き家の登録を取り消すときは、担当事業者に申し出をした上で、市に登録空家等登録取下届出書（様式第16号）を提出してください。

【空き家の購入・賃借を希望する方へ】

空き家バンクホームページなどで公開されている物件の情報をご覧いただき、購入または賃借を希望する物件があったときや物件の詳細が知りたいときは、物件の担当事業者に直接お問い合わせください。

【宅地建物取引業者の方へ】

空き家バンクを利用するためには、市に事業者登録をしていただく必要があります。空き家バンクにご協力いただける場合には、事業者の登録申請をお願いします。

1. 事業者の登録要件

- ① 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者であること
 - ② （一社）群馬県宅地建物取引業協会または（公社）全日本不動産協会群馬県本部に加盟していること ※1
 - ③ 安中市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと
- ※1 （一社）群馬県宅地建物取引業協会の場合は安中支部の所属会員、（公社）全日本不動産協会群馬県本部の場合は高崎市、藤岡市、富岡市、安中市で宅地建物取引業を行っている所属会員である必要があります。

2. 事業者の登録申請

事業者の登録を希望するときは、市に空家等バンク事業者登録申請書（様式第1号）に宅地建物取引業者免許証の写しを添えて提出してください。

3. 事業者の登録内容の変更または取り下げ

事業者の登録内容に変更があったときは、市に空家等バンク事業者登録内容変更届出書（様式第4号）を提出してください。

また、自己の都合により事業者の登録を取り下げるときは、市に空家等バンク事業者登録取消届出書（様式第5号）を提出してください。

4. 登録空き家の交渉及び契約

登録されている空き家の交渉を開始したときは、市に空家等バンク交渉開始報告書（様式第18号）を提出してください。

契約が成立したときは、市に登録空き等取得等契約成立報告書（様式第19号）に契約書の写しを添えて提出してください。

注意事項

- ・この制度は、空き家バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではありません。
- ・空き家バンクにおける物件の売買又は賃貸借契約について、市は直接関与しません。物件の交渉及び契約において不利益や損害を受けることがあっても市は一切の責任を負いません。
- ・物件の老朽化などの状況によっては、登録内容が希望どおりにならない場合や登録できない場合があります。
- ・空き家バンクへの登録に費用はかかりませんが、物件を担当する宅地建物取引業者に調査費用や契約が成立したときの仲介手数料などお支払いいただく場合があります。

お問い合わせ先

安中市産業政策部地域創造課地域政策係

群馬県安中市松井田町新堀245（松井田庁舎）

電話 027-382-1111（内線 2631・2632）